

青森みちのく口座開設アプリからの口座開設に係る特約

第1条 特約の適用範囲等

この特約は「青森みちのく口座開設アプリ」（以下「本アプリ」という）から開設した株式会社青森みちのく銀行（以下「当行」という）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。

この特約は、「お取引口座規定集」「普通預金規定」（以下「各種預金規定」という）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとしします。

第2条 印章の届出

口座開設には当行所定の方法により、印章を届けるものとしします。印章の届出が完了するまでは、口座開設は完了しません。

第3条 通帳不発行

本アプリからお申込みいただく口座は通帳を発行いたしません。また、店頭での預入、払戻の取扱いはできません。

第4条 特約の変更等

当行はこの特約の内容を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとしします。特約の変更日以降は、変更後の内容に従うものとし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、変更については当行のホームページに表示することとしします。

以上

（2025年1月1日現在）